

総合操作盤を設けなければならない防火対象物の指定

令和 3 年 4 月 1 6 日

東大阪市消防局告示第 3 号

消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 1 2 条第 1 項第 8 号ハの規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

規則第 1 2 条第 1 項第 8 号ハの規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物は、同号ハ（イ）から（ハ）までに掲げる防火対象物であって、次の各号のいずれかに該当する防火対象物を除く防火対象物とする。

- (1) 消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）別表第 1（5）項ロに掲げる防火対象物
- (2) 小規模特定用途複合防火対象物（規則第 1 3 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。）のうち、令別表第 1（1）項から（6）項まで及び（9）項イに掲げる用途に供する部分のみが存する防火対象物

附 則

この告示は、公布の日から施行する。